

## 体育の部 要項

### 1. 目的

全国青年大会体育の部は、青年によるスポーツの普及振興を目的に実施する。

### 2. 期 日

2022（令和4）年11月11日（金）～14日（月）

### 3. 実施競技

- (1) バレーボール（9人制）（男子・女子）
- (2) バスケットボール（男子・女子）
- (3) 軟式野球
- (4) 剣道（男子・女子）
- (5) フットサル

### 4. 会 場

各種目別実施要項に定める。

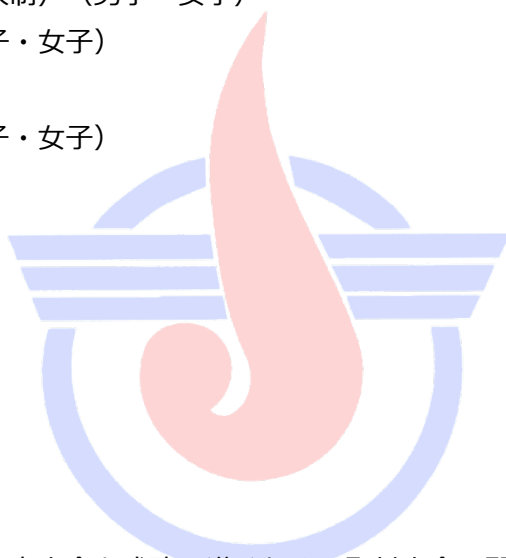
### 5. 運営上の留意事項

地域青年の総意を結集して、本大会を成功に導くため、町村大会、郡市区大会、都道府県大会と順次盛り上がるよう工夫して、これを本大会に反映させる。

郡市区ならびに町村大会においては、都道府県大会の予選を兼ね、青年の総意を結集する。都道府県大会においては、本大会の予選を兼ねて、それぞれの地域の特色ある行事を加える。なお参加者は、原則として都道府県大会で選考のうえ決定する。

### 6. 参加資格

- (1) 本大会の参加者とは、団長、副団長、総監督、総務、競技別監督、コーチ、アシスタントコーチ、マネージャー、スコアラー、トレーナー等（有資格者）、スタッフ及び選手をいう。
- (2) 日本青年団協議会に加盟する都道府県青年団組織または各都道府県の大会窓口からの選出または推薦を受けた者。
- (3) 参加者は医師の健康診断を受け、健康であることが証明された者とする。
- (4) 国内外で職業競技者（演技者・技術者）としての活動実績を有する者は本大会に参加できない。



- (5) 過去に国民体育大会及び各種目に定める全国競技会などへの参加実績を有する者は本大会に参加できない（詳細は各種目別実施要項を参照）。但し、国民体育大会少年の部等の出場者は本大会への参加を認める。
- (6) 前大会において本大会要項を遵守せず、不正（無資格者を出し失格した等）を行った選手は、当該種目について参加することができない。また、その選手が団体種目にエントリーしている場合は、そのチーム全員が参加できないものとする。

### 7. 参加条件

- (1) 参加する場合は、全国青年大会前日までに参加費、保険料・大会運営費を納入しなければならない。
- (2) 複数の種目に出場する場合、参加費に限ってはそれぞれ支払うこととする。
- (3) 団体種目に限りオーバーエイジ枠（以下、OA枠（1980（昭和55）年4月1日以前に出生した者の参加を一部認める））の適用を認める。

### 8. 参加費

- (1) 参加費は各種目に該当するチーム参加費を11月10日（木）までに支払うこととする。
- (2) 監督及びコーチ・アシスタントコーチ・マネージャー・スコアラー・トレーナー等（有資格者）・スタッフが同一種目において2チーム以上を兼務する場合でも、支払うチーム参加費に変更は無い。
- (3) 本大会の参加者は、参加費とは別に大会運営費として1人1,000円（税込）を支払うものとする。  
なお、申込後における棄権者の大会運営費は返金しない。
- (4) 各道府県選手団役員（団長、副団長、総監督、総務）は大会運営費及び保険料のみを支払うこととし、参加費は発生しないものとする。ただし、選手団役員が種目別監督または選手を兼任する場合は、種目ごとに定められた参加費を支払う。
- (5) 選手の棄権に伴う参加費の取り扱いについては下記の通りとする。  
団体（個人）競技種目において、棄権者の発生により競技への出場が困難であり、医師の診断書が10月14日（金）までに大会本部に提出された場合、参加費の返金及び支払の取り消しを認める。

#### <体育の部チーム参加費>

競技種目	チーム参加費（税込）
バレーボール	33,000円
バスケットボール	33,000円
軟式野球	33,000円
剣道男子	16,500円
剣道女子	11,000円
フットサル	33,000円

### 9. 保 険

大会参加者は、全国青年大会傷害保険に加入するものとする。なお、個人の掛金は278円（税込）とする。ただし、オブザーバーも名簿（氏名および住所、生年月日）の提出により加入することができる。なお、参加選手の棄権に伴う保険料は返金しない。

### 10. 申 込

- (1) **参加者申込は、日本青年団協議会に加盟する都道府県青年団組織または各都道府県の大会窓口から申し込む**ことを原則とし、所定の申込用紙（別に定める）に記入のうえ、宅配便等の確実な方法で全国青年大会事務局あてに申し込むものとする。
- (2) **申込の締切は9月30日（金）17時必着とする。**
- (3) 締切期日をすぎた後の申込および変更は一切受け付けない。ただし、以下の場合はその限りではない。
  - ① 本人が病気、けがで入院するなど参加不可能の場合、医師の診断書を、10月14日（金）必着で大会本部に提出すれば参加登録は抹消する。なお、病気、けがなどの理由で参加登録抹消者が発生し、チーム全員の参加が不可能となった場合は、チーム全員の参加登録を取り消す。
  - ② **団体競技種目で参加登録抹消者（理由に関わらず）が発生した場合、参加者の入れ替えを認める。**また、**入れ替え登録は種目別監督会議まで認め、監督会議での報告を義務とする。**入れ替え後の氏名はプログラムには記載されない。なお、書類に不備がある場合は入れ替え登録を認めない。なお、新たに入れ替え登録した参加者の大会参加費及び大会運営費、保険料は発生しないものとし、入れ替える人数より多くの入れ替え登録を行うことはできない。
- (4) やむをえず棄権をする場合は、大会本部（試合当日は競技運営本部）まで必ず届けること。

### 11. 大会の開催方法

各種目で、**申込締切期限で参加チーム数が8チーム未満であった場合は当該種目を休止する。**なお、申込締切後にチーム棄権等により8チーム未満になった場合については、当該種目は開催する。

### 12. 組み合わせ・対戦相手の決定

対戦相手の決定は、主催者が行う。出場チーム数によっては要項に記載された試合方法によらず、新たな試合方法を用いることもあり得る。この場合は、試合方法を10月半ばを目処に日本青年団協議会に加盟する都道府県青年団組織または各都道府県の大会窓口ご連絡した上で、監督会議で発表する。詳細は各種目別要項に定める。

### 13. 各種目別監督会議

各種目別に実施する監督会議では参加条件、参加資格、その他要項に関する決定はできない。但し屋

外競技の雨天時の対応等種目によって運営上必要な事項については協議することができる。

### 14. 表彰

**団体戦、個人戦ともに、ベスト4までの表彰とする。**なお、失格者（チーム）が入賞している場合にはその賞を剥奪する。その際、当該賞は空位とし、席位を繰り上げることはしない。詳細は各種目別実施要項に別途定める。

### 15. 大会役員などの委嘱

大会役員ならびに競技役員は、主催者において委嘱する。

### 16. 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う規程

#### (1) 諸経費について

- ①新型コロナウイルス感染症の感染者または濃厚接触者の発生に伴う棄権に際し、参加費および保険料については、上記の規程に従う。また大会運営費については、それらを証明する資料の提出をもって大会運営費は徴収しないものとし、すでに納入されている場合は返金を行う。
- ②主催者として大会または種目の開催を見送る場合は、参加費、大会運営費、保険料は徴収しない。すでに納入されている場合は返金を行う。
- ③新型コロナウイルス感染症の感染者または濃厚接触者の発生に伴う棄権を行う場合、および主催者として大会または種目の開催を見送る場合において、大会参加にかかる旅費、宿泊費、キャンセル料その他の諸経費については、主催者として負担しない。

#### (2) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、主催者及び各競技連盟・協会、各会場、その他関係機関のガイドライン、ならびに自治体からの要請等に沿って実施する。

### 17. その他

#### (1) 無資格の選手が参加していることを発見したときは、次の通り失格とする。なお、失格に伴う相手選手（チーム）の取り扱いについては、主管団体の競技規則に準じて決定する。

##### ①チーム全員

バレーボール、バスケットボール、軟式野球、フットサル

#### (2) 大会参加者は次の事項を守らなければならない。

- ①参加者は、本部が指定する全体行事（別途諸連絡等にて通知）並びに競技ごとの開閉会式に参加するものとする。
- ②都道府県選手団の役員編成は、団長、副団長、総監督、競技別監督、総務とする。
- ③監督、選手のユニフォームには特別の定めのある場合を除き、企業名を記したものは一切使用しないこと。
- ④参加者は、大会本部または大会本部が指定した旅行業者を通じて宿舍を申し込む。宿舍と、航空

- 券または乗車券等とを併せて申し込むことを希望する場合には、大会本部が指定する方法による。
- (3) 原則として基準要項、体育の部要項に定めるところによるが、これらと種目別要項が異なる場合には種目別要項が優先される。ただし、「16. 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う規程」については、種目別要項よりも当該規程が優先される。
- (4) 記載のない内容については、主催者で判断する。

## 18. 大会事務局

この大会の事務局は、〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4-1 日本青年館5階 日本青年団協議会内に置く。



**スポーツ振興基金助成事業**

独立行政法人日本スポーツ振興センター